



Title	アメリカにおける協同組合の経済理論について
Author(s)	足羽, 進三郎; ASUWA, Shinzaburo
Citation	北海道大学農経論叢, 30, 1-11
Issue Date	1974-02
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10893">https://hdl.handle.net/2115/10893</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	30_p1-11.pdf



# アメリカにおける協同組合の 経済理論について

足 羽 進 三 郎

## 1

この小論の目的はアメリカにおける協同組合の経済理論的研究の動向をあとづけ、その特徴を解明しようとするにある。アメリカで公にされている協同組合に関する文献は甚だ多いけれども、げんみつな意味で理論的研究といいうるものはそれほどないことは、のちにあげる研究者たちがいちように言及しているところである。

アメリカにおいて人びとが協同組合研究に積極的にとりくみ出すのは1920年代のことだとみることができよう。このことはアメリカにおける協同組合、なかでも農業協同組合の発達の度合と連邦政府のそれにあつた政策的関心の高まりがその背景にあつたことを物語っていると思われる。

このような研究に先鞭をつけたのはブラックやノースであつたといわれる。ブラックはその著「生産経済学」<sup>1)</sup>の中で、協同組合の経済的構造にふれ、それは同格的単位の水平的結合であり、それらの単位の多くの目的達成に役立つものであるといい、ノースはその「農業協同組合の法的地位」<sup>2)</sup>において、協同組合は農業における大規模組織をつくり出す手段であつて、垂直的および水平的統合の一過程を示すものといつた。ここではこれらの研究にふかくふれることはせず、これらの研究を土台にしながらも1940年代以降にあたらしく展開された諸研究をとり上げることにはしたい。それは上掲の著作が協同組合の理論的研究を直接的に指向したものではないのにたいし、1940年代以降にはあきらかに協同組合理論の構築をめざした研究が現われるからである。

---

1) J. D. Black, Production Economics, N. Y. Holt, 1926.

2) E. G. Nourse, The Legal Status of Agricultural Co-operation, N. Y. Macmillan, 1927

## 2

1940年代以降に現われた協同組合の理論的研究の中で、特異なものと考えられるのはエメリアノフ、ロボトカおよびフィリップスの三者の論著であろう。エメリアノフは1942年に「協同組合の経済理論」<sup>1)</sup>を公刊しており、ロボトカは1947年に「協同組合の一理論」<sup>2)</sup>を発表し、またフィリップスは1953年に「協同組合の経済的性格」<sup>3)</sup>を発表している。ロボトカとフィリップスはほかにもいくつかの論文を書いているが、ここでは上記の論文を中心にする。ただロボトカの上掲論文は註記の通り *Journal of Farm Economics* 誌上に発表されたものであるが、1957年に出版された「農業協同組合」<sup>4)</sup>に収められた同一題名の論文は、それがもともと上記の学術誌に発表されたものだと註記があるけれども、内容的には大きな変更が加えられていると読みとらざるをえない。これはエメリアノフやフィリップスの所論に影響されたものであろうが、ロボトカの論文としては後者に依るべきものと考えられる。

## 3

まずエメリアノフからはじめる。彼によれば、協同形態の経済組織の問題は経済的形態の問題である。協同組織において遂行される諸機能は協同組織に特有のものではない。それに特有なのはその経済的構造なのである。このことが協同組合問題がこれまで何故に理論経済学によって触れられずにきたかを説明している。そこで協同組合に関する彼の理論上の中心課題はその経済構造の解明となる。

彼は協同組合を経済諸単位の aggregate (ここでは「総体」と訳しておく)として把える。ここに経済単位とは企業 enterprises と家計 households を指す。したがって協同組合は企業あるいは家計の総体にほかならない。この総体

- 
- 1) Ivan V. Emelianoff, *Economic Theory of Cooperation*, Ann Arbor, Edwards Brothers Inc., 1942. Washington D. C. 1948.
  - 2) Frank Robotka, *A Theory of Cooperation*, *Journal of Farm Economics*, Vol. 29, No. 1, 1947, pp. 94—114.
  - 3) Richard Phillips, *Economic Nature of Cooperative Association*, *Journal of Farm Economics*, Vol. 35, No. 1, 1953, pp. 74—87.
  - 4) *Agricultural Cooperation*, ed. by M. A. Abrahamsen and C. L. Scroggs, Univ. of Minnesota Press, Minneapolis, 1957, pp. 121—142.

はそれら経済単位の活動を調整するが、各単位はそれぞれの経済的個性と独立性を完全に留保する。このような総体はそれ自体独立の経済単位を形成するのではなく、したがってそれは経済的実在ではないと彼はいう。つまり総体はそれに結集した経済単位の一分支あるいは一部分として機能するだけである。いかえればそれは単一経済単位の特別の業務部門あるいは支店と同じものである。

このような構造をもつ総体においては常に遠心的諸力が作用する。経済単位は企業であれ家計であれ個別的かつ独立的活動を予定している。それらが総体に結集するのは極度の客観的必要性のもとにおいてのみである。総体の構造のこの固有の特徴はきわめて重要であって、協同組合の持続は総体としての性格に適した活動を維持するためのきびしい効率的努力と内部の不和の諸力の鎮静に成功することにかかっている。協同組合の安定にとって不可避の前提条件は構成員の等質性である。

ところで、彼によれば総体のこうした性格は協同組合の萌芽的形態においてもっとも明瞭に識別されうる。しかし法人化協同組合とくにロッヂデール型協同組合（出資組合）になるとそれは不明瞭にされる。これは法人化協同組合の法衣がその経済的性格に相応していないからである。この組合の法的単位がその経済構造をおおいかくす。こういう誤りは法人化出資組合の外観が集団経済単位の慣習法的形態にきわめて類似するところから起る。協同組合の経済的性格とその法的形態とのこの不一致が協同組合の解釈をめぐる混乱と矛盾の主たる源泉の一つなのである。党利的経済単位としての企業の概念と生産（技術）的単位としての施設 establishment の概念との間の明確な区別の欠如が協同組合と集団企業とを混同させるもう一つの要素である。

出資組合に関してエメリアノフはさらにつぎのようにいう。出資金は集団企業における企業家資本と異なり、総体としての協同組合における各組合員の予定される取引に融資するに必要な前払分の総計である。組合員＝出資者は集団企業の株主とは異なり、協同組合に同格的に結集する個別的にして独立的経済単位の代表である。

協同組合における剰余金と不足金は企業家的損益と同じものではなく、取引に当って組合員＝利用者に支払われるべき、あるいはそれらから受け取るべき勘定である。利用高配当のための資金は協同組合の利潤でも収入でもなく、組合

を通じてする取引に際して現われる組合員への支払不足分あるいは支払超過分の総計である。出資配当も同じように企業家利潤でも収入でもなく、組合員によって支払われた前払分（資本の持分）と組合を通じてなされた各組合員の事業分量との完全な比例性を復元するために設けられた総体内の組合員間の計算である。

協同組合の唯一の完全な特質はその総体という構造にほかならないことをエメリアノフは強調する。そして、ロッチデール原則はその伝統的誤解から解放されるなら、協同組合の総体として性格と完全に両立しようという。伝統的誤解とは平等投票を指すものようである。総体として協同組合に固有なのは比例性であり、この点からすれば比例的投票権こそ協同組合の構造と完全に整合するし、実際にこれを採用している組合がアメリカには存在する。しかし平等投票は経済的に等質な組合員の比例投票の特殊な場合に過ぎないのだというのがエメリアノフの解釈である。その実用的価値と正当性は協同組合の安定の礎石の一つである組合員の等質性の維持にあり、現存協同組合の圧倒的多数は等質的組合員の総体であるから、事実として平等投票の方式を採用している。このような平等性は事実の問題であって原則の問題ではないと彼はいう。

#### 4

さてつぎにフィリップスの所論に移る。まず彼は協同組合をつぎのように定義する。協同組合とは企業 *firms* あるいは家計 *households* の集団 *association* である。それは経済的団体であり、経済的活動を行う。協同組合についてその経済的概念を理解することは、その完全な組織と活動にとって、またそれにたいする公共的政策にとって基礎的なことであると彼はいつている。

彼は協同組合の経済的性格についての現実的にして、かつ論理的に完全な理論を展開しようと意図し、その基礎を企業の現代経済理論に求める。所論の骨組は協同組合の経済構造、加入単位間の経済関係、および協同する企業の利潤極大化に必要な条件の三つから成る。

協同組合の経済構造に関して彼はいう。個別企業のグループが協同組合を形成するとき、それらはある *plant*（ここでは施設と訳しておく）を設け、それを個別企業（消費組合の場合は家計）のそれぞれの必要不可欠の部分として協同で運営することに同意するのだという。協同組合は、大きな多施設企業の

個々の施設の一つと同じように、参加する経済単位の経済的生命や目的と別のものをもっているのではない。参加企業はその協同活動に関して同格的に機能することに同意するのである。この同意は参加企業のおのおのと協同活動そのものとの間よりはむしろ参加企業間で多面的に作用する。参加企業はそれらが同格的に結合した活動との関連においては一つの経済的組 team として機能しなければならない。また参加企業は一つの組としてのそれら自身のために、個別的独立性のある部分を棄てなければならない。協同施設と協同する企業について語ることは正しいが、協同組合企業について語るのには正しくない。

経済的機関としての協同組合は人の組織ではなくて、独立的経済単位（企業あるいは家計）の組織なのである。協同組合がその利用者によって所有され、管理され、また利用者としての利益のために運営される事業組織だというのは叙述的には正しいけれども、そう述べることは協同組合の経済構造の理解には何らの貢献もしないとフィリップスはいつている。

集団化した企業の各企業者は生産的資源をそれらの共通設備に配分しなければならないが、それは多施設企業がそれぞれの施設に資源を配分しなければならないのと同じである。協同組合に参加する企業は各企業における最適資源配分のための限界条件がみたされるのでなければ、静的均衡にはありえない（利潤極大化仮定のもとで）。このことは、参加各企業にとって、協同施設に配分された各資源の限界生産性が組合員たる各企業の個々の施設のその資源の限界生産性に等しくなければならないことを意味すると彼はいう。

簡単にいえば、いくつかの経済単位がそれらの個別的経済運営に不可欠に関連するある機能あるいは活動に関し協同するとき、その結果は一つの新しい企業ではなく、一つの共通の経済的施設が生まれるのである。また協同組合は他面において参加企業間で結ぶ協定の総和でもある。そして協同組合それ自体は企業家的単位をもたず、その組合員たる単位がそれぞれ企業家をもつのである。組合員たる企業は、共通施設を協同で運営することを可能にするに必要な同格的結合を除けば、その個別的経済的發展の追求においてはたがいに独立的に機能する。各参加企業は、その別べつの活動と、加うるに統合された生産単位としての協同活動との比例的分担分を考慮して生産均衡に達するのである。

つぎに彼は協同組合に参加する企業間の諸関係を論ずる。参加企業は普通は協同施設を同等に分担するのではない。参加企業のおのおのの一部分としての

協同施設全体にたいする比率は、協同施設を通じて行われる活動と各企業の個別施設の生産活動の規模に比例的に決定される。この比例は参加企業が協同施設のすべての投入産出を分担する方式を決定する。参加企業間における資源の静的最適配分を達成するために、協同施設にかかわる企業家的意思決定、不安定性、金融的責任、経済的利用、費用および利益などの関係はこの比例に基づいて企業によって分担されなければならない。

協同組合の経済構造からすれば、そこでの投票も一企業当り（一企業一票）で分け合ひのではなく、比例的基準によって分けられるものであろう。協同施設の利用、費用、不安定性、金融的責任、またもし利益が生ずるときはそれも、すべて比例的基準によって分担される。

協同施設に参加する企業の利潤極大化に必要な条件についてはいずれの企業にもいえることと異ならないと彼はいう。協同する企業はその最適産出を、すべての施設（協同のそれを含めて）における限界費用函数の総計と最終施設における限界収入とを等しくすることによって決定する。

## 5

ロボトカは協同組合の経済的性格に関する思考がロッチデール原則に具体化されているところをはるかに越えて進化したことは明らかだといひ、協同組合についての伝統的観念が厳密な理論的経済分析に付せられたのは最近のことすぎないという。こういうとき彼がエメリアノフやフィリップスの所論を意味していることは疑いないようである。

彼によれば、協同組合の性格をめぐる思考における混乱の重要な原因は法制的概念と経済的概念とを区別しなかつたことであり、また経済的企業と経済的施設の区別も必要なのである。さらに協同組合がその経済単位の集団としての性格を反映した法的地位を与えられず、株式会社の法的鑄型の中に投げこまれてきたという事実から、協同組合は企業の基礎的属性をもつものとするのが自然的傾向となり、協同組合を説明する多くの試みが企業の一般理論の適用か、あるいは組織や経営について株式会社と比較を行う以上に出るものでなかつたのである。

ロボトカはフィリップスと同様に協同組合が形成される場合そこに新しい企業 a new business enterprise, a firm が生れるのではなく、企業の集団によ

って協同に運営される経済的施設が生れるという理解に立っている。しかし、彼によれば、協同組合の研究者たちは協同で行われる活動が多企業施設 *multifirm plant* で、それは参加企業とは別の企業家単位を成すのではないという事実に必ずしも満足させられずにいるようだという。

そこで彼はつぎのように説明する。協同施設に参加する企業はその限りにおいて新しい意思決定単位あるいは危険負担単位を構成するとみなされるかも知れない。そうだとすれば独立企業家単位としての各参加企業の地位はそれだけの修飾を受けることになる。しかしながら、この場合参加企業はその個別的企业としての特権を放棄するのではない。協同活動にかかわる意思決定や危険負担は新しく生れる企業のそれではなくて、あくまで参加企業のそれである。協同施設は企業単位を構成しないのだから、それは企業の利潤極大化理論を適用しうる単位ではない。参加企業の協同施設にかかわる意思決定は各企業の意思決定の一部でかつそれと経済的に統合されているのであり、そこでは参加各企業がそれぞれの純収入の極大化を追求する。たとえば販売協同組合においては参加企業は協同販売施設を通じて販売する生産物の単位当り収益を極大化しようとする。この場合協同施設の最適規模はこの事情に従って調整されるであろう。こうして参加企業はその純収入を極大化し、またこの基礎の上でのみ参加企業の内部およびそれら相互間の均衡が達成されるであろう。

企業の利潤極大化理論が協同施設たる協同組合に適用しえないのは、協同組合のもつ諸特徴たとえば資本基準よりはむしろ利用高比例基準による収益分配（あるいは費用や危険負担）、資本拠出よりはむしろ協同活動への参加度合に基づく管理、協同施設利用の所有者（組合員）への原則的限定、施設利用の組合員への義務づけなどと両立しえないし、またそれらを説明しうるものでもないからだ。ロボトカはいい、協同組合のもつ特徴と両立し、それを容易に説明しうるのは多企業施設としての協同活動という概念だというのである。

また協同組合はしばしば個人企業、合名（合資）会社および株式会社とならぶ第四の企業型とみなされているが、これまでの論議にてらせば、協同組合は論理的には株式会社その他の企業とではなく、大規模経営の利益と経済を獲得せんとする水平的垂直的統合の他の方法と比較さるべきであろうと彼はいう。後者にはさまざまな方法があるが、集団の形成はその一つであり、この場合参加企業は独立的単位としての実体と個別経営の管理は失わない。これに属する

ものに同業組合、プール、カルテルおよび協同組合がある。

協同組合は組合員のためにいろいろのサービスを原価で行うといわれる。また協同組合は組合員と市場との間に利潤追求的事業単位を存置しないようにすることを目的とするともいわれる。この点についてロボットカはこういう。法律的観点からみれば、協同組合は原価を超えた受取り分を利用者に支払うあるいは割戻しすることを義務づけられているという事実によって、非営利組織である。経済的意味においては、協同活動も生産的である。しかし、協同施設は参加企業のそれぞれの全体の生産過程の一部のみを遂行するにすぎず、そこでは企業としての利益も損失も発生しないのであって、ただ内部的な会計計算ができるだけである。

いいかえれば、協同施設においては参加企業がそこからサービスを受けるのに原価以上のものを要しないのであるから、もしそこに原価を超えた収入が生れればその分は参加企業（組合員）に帰属する。利用高支払いあるいは割戻は仮決算を原価基準に調整することを意図する一つの考案である。

さらにロボットカは協同組合における施設利用や投票や資本についてつぎのように言及している。

組合員が利用をもって忠誠に協同組合を支持する必要性が強調されるが、組合員が施設を利用する義務を引受ける、少なくともそれを維持する原価を引受けることは協同施設としての協同活動の概念と一致する。利用義務は施設に多額の投資が必要なとき、あるいは有利な販売や購買が大きなそして保証された事業分量の基礎の上でのみ可能なところではとくに重要である。

株式会社において資本寄与と管理とを同一化するのには矛盾はない。そこでは主たる危険は資本の抛出者たる株主によってその投下資本額に比例して負担されるからである。しかし協同組合の管理は協同活動への参加（利用）と同一化し、かつそれを条件とする。というのは協同組合では原価と危険が利用基準で分担されるからである。問題は管理が実際にどのように分担さるべきかにある。協同組合では一世紀以上にわたって平等投票がもっとも普遍的に承認されてきた。これにはいろいろの理由があろう。この伝統的な理念は疑いもなく協同組合は非人間的な資本の組織あるいは企業の集団であるよりはむしろ人間の集団だという伝統的観念に由来するであろう。

しかし平等投票はその下では自己の利益が適正に保護されないかも知れない

と感ずる人びとを排除しがちであることも明らかであって、異質的集団の協力を必要とするようなある事情の下では、不平等投票が必要な参加量を確保する唯一の基礎と考えられている。アメリカには不平等投票を採用している組合が少なくない。

協同組合による協同活動の運営のために要する資本を供することは組合員の責務である。各組合員はそれぞれ企業家資本の一部を組合に割当てるであろう。この割当は限界生産性原理に従って各組合員のいろいろの活動（協同活動を含めて）の間に合理的に行われるであろう。協同活動へ割当てられた分は、組合員たる企業家によって協同に管理されるという意味では、別個の資本単位を構成するといえる。しかしこの資本単位はそれ自体で別個の企業家資本単位を成すのではない。というのは協同施設はそれ自体で企業であるのではないからである。それはむしろ各組合員の企業家資本の一部のプールである。

## 6

以上は三者の協同組合理論のあらすじの紹介であり、まことに不十分なものに終わったばかりでなく、筆者の理解に誤りなきかをおそれる。

彼らが経済理論的分析の主たる対象としているのは協同組合の構造である。エメリアノフは協同組合の独自性はその構造にあり、その機能にあるのではないといっている。そして協同組合の経済構造の概念構成において三者は共通しているといえよう。

協同組合は企業あるいは家計（消費協同組合の場合）の総体ないし集団であるとされる。ここで総体といい集団というのはその意味するところにほとんどちがいはないとみることができる。つまり企業や家計の集団としての協同組合はそれ自体で独立の経済単位あるいは企業単位たるのではなく、それは参加企業（組合員）が所有し、それらがその利用を通じてそれぞれの経済的利益のために協同で運営する施設であるとする点で三者は同じである。

ところで、協同施設としての協同組合は独立の企業単位ではないとされるところから、それは企業家をもつものではなく、企業家資本をもたず、それみずからの経済政策をもたず、したがってまたその自体の経済的發展もありえない。そればかりでなく、このような多企業施設（ロボトカ）としての協同組合にはそれ自体の収入もなく支出もなく、それ故にまた損益の発生もないものと

されている。

協同組合が非営利組織であり、原価に基づくサービス提供の組織であるというの、上述のような協同組合の経済構造の独自性からの当然の帰結であるということになる。いわゆる利用高割戻や出資割戻に関する説明は必ずしも同じとはいえないようであるが、要するにそれらは組合内における組合員間の過渡的計算であって、協同施設への各組合員の投入産出の諸関係を原価基準に調整する手段であるとされている。エメリアノフによれば利用高割戻のための資金は共通施設の利用にさいして現われる組合員への支払不足分あるいは支払超過分の総計であり、出資割戻は各組合員によって前払いされた資本の持分と共通施設の利用分量との比例性を復元するための計算であるとし、その計算例を示している (op. cit. p. 13以下)。

また協同施設としての協同組合におけるすべての投入産出の参加各企業の分担分の基準は協同施設の活動と参加各企業の個別施設の活動の規模の比例に求められるものとされ、協同施設にかかわる不安定性、金融的責任、経済的利用、費用や利益などの関係はもとより、企業家意思決定もこの比例によるべきものとされる。そこでロッヂデール以来の協同組合における投票権付与の方式たる平等制一組合員一票制は否定されるのである。この点についてエメリアノフは組合員の等質性を前提にして平等投票は不平等投票の特殊な場合であるといっているが、基本的には三者とも協同組合の構造からいって不平等投票をとることは明らかであろう。

さて、以上のような協同組合理論がアメリカの学界においてどのように評価されているのか筆者はつまびらかにしていない。たとえばフィリップの論文にたいするサベジ<sup>リ</sup>のコメントはあるが、それ以外の評価については今後整理したいと考える。それはともかくとして、ここでさし当てる筆者の見解を述べるとつぎのようである。

まず、これらの論作は協同組合一般の経済構造ないし性格に関する理論を展開しようという意図をもつものようであるが、しかしこのような理論が少なくとも現存するあらゆる形態ないし種類の協同組合の構造ないし性格をおおいつくしうるものとは考えられない。協同組合を資本主義下のそれらに限定しても、いわゆる生産協同組合はむろんのこと、保険協同組合や信用協同組合を、この理論は矛盾なく説明しうるであろうか。あるいはまた少数とはいえ現存す

る社会的文化的ないし教育的活動を目的とする協同組合にそれは適用しうるであろうか。

この理論構成の現実的土台とされているのは、論著の中に用いられる事例がほとんどアメリカにおける農業販売あるいは購買協同組合その他のサービス協同組合であることからみても明らかであるが、協同組合をたとえこうした狭い範囲に限ったとしても、この理論がそれらを矛盾なく説明しうるとは考えられない。とくにこのことはつぎの根本的な一点をめぐっていうることである。

すなわち、協同組合は企業あるいは家計の集団によって協同に運営される経済的施設であって、それはそれ自体で独立の経済単位つまり企業たるものではないという点である。ここでついでにいえば、家計の集団としての消費協同組合についてはいずれもほとんど説明していないことも問題であるが、この点はしばらくおく。協同組合は組合員の協同施設であって、それ自体企業単位をなすものではないという概念構成は何よりもまずわれわれが現実にもみる協同組合の实在と矛盾するといわねばならない。

この点をこの理論はこれまで法律が協同組合に与えてきた法表の不備、あるいは法律的概念と経済的概念との混同によるといい、とくに協同組合がこれまで法律的に株式会社の鑄型の中に投げ込まれるか、あるいは株式会社の変形以上のものではないと観念されきたことによるという。しかし、こういっただけではこの協同協合理論と現実の協同組合の実存形態とのかい離矛盾を解きほぐすことはできないであろう。

協同組合を企業単位の一形態と規定しても、その内部構造の他と区別さるべき特殊性を解明することは可能であり、そのような概念構成がより現実的にしてはば広い妥当性をもつ理論を可能にするであろう。

思うに、ここで取り上げた協同協合理論は、アメリカにみられた代表的な販売組合、たとえばカリホルニア柑橘販売組合の如き組合の構成とそこで形成された特有の諸慣行を基にし、それらを抽象化し一般化して構築されたものではないであろうか。これは筆者の推論にすぎず、またその理由をここでは述べないが、もしそうだとすれば、それは余りにもアメリカの農協理論というべきかも知れない。

- 1) Job K. Savage, Comment on "Economic Nature of the Cooperative Association," Journal of Farm Economics, Vol. 36, 1954.